

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会
第 30 回 総 会

令和 8 年 2 月 27 日（金）

(開会)

局長 おはようございます。ただいまより第30回名護市農業委員会の総会を開会いたします。本日の議事録署名人は6番委員、7番委員お願いいたします。欠席の連絡は、9番委員、15番委員、18番委員、23番委員から伺っております。

本日の議案は6件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長 皆さんおはようございます。本日は石垣市の農業委員会の方々が来ていますが、緊張することなく進めていきたいと思っています。それでは第18期第30回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(議案第181号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について)

議長 議案第181号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号1番 源河の1筆。地域計画は今後検討。農用内、面積1,613㎡。有償移転。受人は新規就農。従事日数は本人150日。予定作物はシークワサーとなっております。

整理番号2番 仲尾次の1筆で地域計画外。農用外、面積50㎡。有償移転。受人は新規就農。従事日数は本人160日。予定作物は苗木(マッコウ)となっております。

整理番号3番 親川の3筆で地域計画に位置付け通りの申請。農用内、合計面積3,238㎡。賃借権の設定。受人は規模拡大。従事日数は本人300日、夫300日。予定作物はサトウキビとなっております。現地確認したところ、すでにサトウキビ畑として耕作されておりました。

整理番号4番 我部祖河の1筆で地域計画は今後検討。農用内、面積1,087㎡。無償移転。受人は規模拡大。従事日数は本人245日、妻245日。予定作物は小菊となっております。菊用のハウスが設置されており、中では菊の栽培がされておりました。

整理番号5番 中山の2筆で地域計画の位置づけは譲渡人。農用内、合計面積2,452.43㎡。賃借権の設定。受人は新規就農。従事日数は本人200

局長 議案第 182 号について 1 件ございますが、同時申請になりますので議案第 184 号の中で説明いたします。

(議案第 183 号 農地法第 4 条第 1 項の規程による許可申請について)

議長 議案第 183 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

局長 議案第 183 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件ございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号 1 番 田井等の 1 筆、地目は畑、面積 603 の(内 93.2)m²。転用目的は進入路。農地区分は第 2 種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 2 番 大西の 1 筆、地目は田、面積 383 m²。転用目的は共同住宅。4 階建て 1 棟と駐車場 26 台分、駐輪場 6 台分。農地区分は第 3 種農地となっております。

4 条の説明は以上となります。

議長 議案第 183 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

ないようなので議案第 183 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 184 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について)

議長 議案第 184 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

局長 議案第 184 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、6 件ございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号 1 番 仲尾次の 1 筆、地目は田、面積 3,039 の内 1,495 m²。賃借

り説明いたします。

事務局

整理番号 1 番 川上の 1 筆、地目は畑、面積 668 m²。非農地の事由「当該申請地は、約 40 年以上前より耕作されていない土地で現在は原野化している。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 2 番 伊差川の 1 筆、地目は田、面積 599 m²。非農地の事由「当該申請地は、進入路のない袋地であるため長年農地としての利用はない。今後農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 3 番 中山の 3 筆、地目は畑、合計面積 3,731 m²。非農地の事由「当該申請地は、山林化した傾斜地で約 30 年以上前より農地としての利用はない。申請地の大部分が石であり今後農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 4 番 山入端の 1 筆、地目は畑、面積 1.36 m²。非農地の事由「当該申請地は、平成 25 年 11 月にホテルが新築され、ホテルの敷地の一部として利用されている。また小面積な為今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 5 番 瀬嵩の 1 筆、地目は畑、面積 1,911 m²。非農地の事由「当該申請地は、令和 5 年 5 月 10 日売買契約締結時より、農地としての利用履歴がないこと、また傾斜地であり今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 6 番 安和の 1 筆、地目は畑、面積 232 m²。非農地の事由「当該申請地は、長年耕作放棄されているため、雑草や低灌木等が生い茂り原野の状態で、今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 7 番 宮里の 1 筆、地目は畑、面積 19 m²。非農地の事由「当該申請地は、昭和 53 年頃国道 58 号線の道路拡張工事により分断された残地であり、国道沿いの小面積の土地である。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。7 件とも現地調査及び三役会議で非農地証明相当ではないかとの意見でした。説明以上となります。

議長 議案第 186 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第 186 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。
これをもちまして、第 30 回名護市農業委員会総会を閉会します。
上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長) 野原朝行

署名委員(仲村 正司) 仲村正司

署名委員(前川 太輝) 前川太輝